

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部総務(警務)部長

警察庁丁総発第173号
令和2年12月14日
警察庁長官官房総務課長

留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の強化について(通達)

留置管理業務における新型コロナウイルス感染症対策については、「留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について(通達)」(令和2年4月18日付け警察庁丁総発第101号)等により、累次にわたり、感染拡大防止に向けた措置について指示しているところである。先般、発生した被留置者の感染事案において、新規留置から新型コロナウイルスの潜伏期間である14日間を経過後に被留置者が感染し、その後、症状を有する被留置者の感染が相次ぎ、在场する被留置者全員のPCR検査を実施したところ、自覚症状のない複数の被留置者の感染が判明した。

各位にあっては、上記の関連通達等の趣旨を更に徹底するとともに、下記の点にも十分留意して、留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期されたい。

記

- 1 上記通達により、被留置者の居室について、原則1人1部屋の運用とされているところ、特に、体調不良等がなく無症状の新規被留置者があり得ることに留意しつつ、新規留置から一定期間は、1人1部屋を徹底すること。
1人1部屋の運用を実施するためには、各都道府県警察の留置施設の収容状況を踏まえ、戦略的な委託留置の実施、非常設留置施設の積極的運用、閉場留置施設の開場及び移送の促進を図るなど各都道府県の実情に応じた対策を実施すること。
- 2 被留置者については、留置場外のほか留置場内にあっても、可能な限り、マスクを着用させること。特に、新規留置から14日間は、マスク着用を徹底すること。
- 3 留置場内の共用部分である入浴場、洗面所、運動場、身体検査室及び面会室等については、被留置者が使用した都度、消毒処置を講じ、感染防止対策を徹底すること。